

# 福井県地域防災計画の改定案について

資料1

改定の基本方針 : 国の防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正を踏まえ、福井県地域防災計画を改定する。

福井県地域防災計画に反映する事項

## 国の防災基本計画の主な修正 (H27.3.31/H27.7.7/H28.2.16)

- (1) 土砂災害への対策強化 (住民の迅速な避難の実施)
  - 土砂災害警戒情報の活用
  - 避難準備情報の活用
  - 災害に対応した避難場所の周知徹底
- (2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
  - 実動組織 (警察、消防、海保、自衛隊等) 間の調整
  - 重要情報 (人的被害) の集約・調整
  - 災害時の航空機の活用
  - 業務継続性の確保
- (3) 法改正等を踏まえた防災対策の強化 (下水道法、廃棄物処理法等)
  - 発災後の下水道の維持・修繕 (下水道法改正)
  - 円滑・迅速な災害廃棄物処理 (廃棄物処理法改正)
  - 高潮災害に対する避難勧告の発令等 (避難勧告指針の改正)
- (4) 原子力防災体制の強化
  - 地域原子力防災協議会の設置

## 原子力災害対策指針の主な改正 (H27.8.26)

原子力災害時の医療体制の整備

## 福井県 地域防災計画

- ・本編
- ・震災対策編
- ・雪害対策編
  
- ・原子力災害  
対策編

反映

# 1 本編・震災対策編・雪害対策編の主な改定内容

## 最近の土砂災害等を踏まえた国の防災基本計画修正の反映 (H27.7.7/H28.2.16 修正)

### (1) 土砂災害への対策強化 (住民の迅速な避難の実施)

国の防災基本計画の修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)
土砂災害警戒情報の活用	<p>市町は、土砂災害に係る避難勧告等の発令基準ならびに発令範囲をあらかじめ具体的に設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とする</li> <li>・避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用する</li> </ul> <p style="text-align: right;"><small>県や気象庁が提供する1kmまたは5kmメッシュ毎に土砂災害発生の危険度を表示した分布図</small></p>	P 3
避難準備情報の活用	市町は、避難準備情報の発令により、高齢者等の避難行動に時間を要する住民や、被害のおそれが高い区域の住民に対し、自主的な避難を促進する	P10
災害に対応した避難場所の周知徹底	市町は、災害に対応した指定緊急避難場所へ避難すべきことを、日頃から住民へ周知徹底するよう努める	P 5 P18

## ( 2 ) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

国の防災基本計画の修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)
実動組織間の調整	県または市町は、必要に応じて合同調整所を設置し、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア等の情報を共有し、調整を行う	P 8 P23
重要情報の集約・調整	県は、関係機関との連携のもと、人的被害数を一元的に集約・調整し、消防庁へ報告する	P 9 P24
災害時の航空機の有効活用	県は、情報収集、救助等の各種活動支援のための航空機（消防防災ヘリ、警察ヘリなど）の運用に関し、県災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、調整を行う  県および実動関係機関は、効果的な活動が展開できるよう、災害時のヘリコプター運用調整について、あらかじめ協議する	P14  P27
業務継続性の確保	県および市町は、災害時に重要な電気・水・食料等の確保、非常時優先業務などについて、業務継続計画の中において定める	P 4 P22

## ( 3 ) 法改正等を踏まえた防災対策の強化（下水道法、廃棄物処理法等）

国の防災基本計画の修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)
発災後の下水道の維持・修繕 (下水道法の改正)	下水道管理者は、民間事業者等との協定締結により、発災後における下水道施設の維持・修繕に努める	P 3 P21
円滑・迅速な災害廃棄物処理 (廃棄物処理法の改正)	県および市町は、円滑・迅速に災害廃棄物が処理できるよう、仮置き場の確保や処理体制等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する  県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める	P14 P29
高潮災害に対する避難勧告等の発令等 (避難勧告指針(内閣府)の改正)	市町は、高潮に係る避難勧告等の発令基準ならびに発令範囲をあらかじめ具体的に設定する  ・高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とする	P 2

## 2 原子力災害対策編の主な改定内容

### 国の防災基本計画修正および原子力災害対策指針改正の反映 (計画：H27.3.31/H28.2.16 修正 指針：H27.8.26 改正)

#### (1) 原子力防災体制の強化

国の防災基本計画等の修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表(資料2)
地域原子力防災協議会の設置	<p>県は、地域原子力防災協議会に参画し、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に向けた調整を行う</p> <p>県および市町は、同協議会における調整結果等について、計画等に反映するとともに、訓練の実施により必要な改善を図る</p>	P43
原子力災害時の医療体制の整備	<p>県は、被ばく医療体制を充実するため、原子力災害医療協力機関に3機関、原子力災害拠点病院に1機関を追加指定する</p> <p>被ばく医療機関は、安定ヨウ素剤配布やスクリーニング実施に係る支援、被ばく医療現場派遣チームの整備などの役割を追加する</p>	<p>P44</p> <p>P45</p>

#### <被ばく医療機関の追加および役割強化>

